

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
日)のときは、
翌日の翌日)

目 次

◇告 示 字の区域の新設等

字の区域の変更等 (二件)

土地改良法による換地処分 (二件)

告 示

鳥取県告示第九十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、船岡町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による新庄地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年二月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称

同上の区域(昭和五十六年十一月十六日現在の地番による。)

大字船岡字南河原

大字石田百井字南河原のうち六三〇の二、六三一の一、六三四の一、六三五の一、六三九の一、六四〇の一、六四〇の三、六四一の一、六四三の一から六四三の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

区域を変更する字の名称

同上の区域(昭和五十六年十一月十六日現在の地番による。)

大字船岡字一本木

大字船岡字一本木のうち七八一の二の一部、七八二から七八四までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字船岡字小岸寺七八五の一部、七八六の一、七八六の二、七八七から七八九まで、七九〇の一から七九〇の四まで及びこれらと一体をなす国有地

大字船岡字水通上分

大字船岡字水通上分のうち八二七、八二七の一、八二七の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字船岡字棟梁給

大字船岡字棟梁給のうち八三一から八三四までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字船岡字一本木七八一の二の一部、七八二から七八四までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字船岡字小岸寺七八五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字船岡字水通上分八二七、八二七の一、八二七の三及びこれらと一体をなす国有地、大字船岡字上新庄八三八の一部、八三九の一部、八四〇の

<p>大字船岡字上新庄</p> <p>一の一部、八四〇の二の一部、八四一の一部、八四三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字船岡字水通八四九の一、八四九の二及び八五〇の二と一体をなす国有地の一部、大字船岡字小瀬ノ内九八五の一の一部、九八五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字船岡字井古田九九三の二の一部</p>	<p>大字船岡字上新庄のうち八三八の一部、八三九の一部、八四〇の二の一部、八四〇の三の一部、八四一の一部、八四二の一部、八四三の一部、八四四の一部、八四五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字船岡字水通八四九の一と一体をなす国有地の一部、大字船岡字下新庄九〇〇の一、九〇一の一部、九〇二の二から九〇三の三までの一部及び九〇五の二の一部並びに大字船岡字小瀬ノ内九八三の一部、九八五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九八四と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字船岡字水通</p> <p>○の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字船岡字下新庄</p> <p>大字船岡字下新庄のうち九〇〇の一、九〇一、九〇二の二から九〇三の三まで、九〇五の一、九〇五の二、九〇六、九〇七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字船岡字塚ノ下</p> <p>大字船岡字塚ノ下のうち九三一の一及びこれと一体をなす国有地並びに九二四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字船岡字大境</p> <p>大字船岡字大境のうち九三六の一の一部、九三七の一部、九三八の一部、九三八の一、九三九の一の一部、九三九の二から九三九の四まで、九四〇の一、九四〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字船岡字下新庄九〇五の二の一部、九〇六の一部、九〇七及びこれらと一体を</p>
<p>大字船岡字隈田</p> <p>なす国有地、大字船岡字塚ノ下九三二の一及びこれと一体をなす国有地並びに九二四の二と一体をなす国有地の一部、大字破岩字山根八六の一部、八七の一の一部、八七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字石田百井字妙見谷口六八二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字船岡字隈田のうち九四一の一部、九四二の一部、九四三の一部、九四四の一部、九四五の一部、九四六の一部、九四七の一部、九四八、九四九、九五〇の一部、九五五の二の一部、九五二の二、九五二の三、九五三から九五五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字船岡字上善久彦番九四一の一部、九四二の一部、九四二の二の一部、九四三の一部、九四三の二の一部、九四三の三の一部、九五二の二、九五三から九五五まで及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字船岡字上善久彦番</p> <p>大字船岡字上善久彦番のうち九六四の一、九六四の二、九六四の三、九六四の四、九六五の二、九六五の三から九六五の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字船岡字大境九四〇の二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字船岡字隈田九四一の一部、九四二の一部、九四二の二の一部、九四三の一部、九四三の二の一部、九四三の三の一部、九五二の二、九五三から九五五まで及びこれらと一体をなす国有地</p>			

<p>大字船岡字上善久二番</p>	<p>大字破岩字正面六六の三の一部、六七、六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字破岩字小深田八二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字船岡字三郎五郎</p>	<p>大字船岡字上善久二番のうち九六六の一、九六六の二〇の一部、九六六の二一の一部、九六七の四、九六七の一〇、九六七の一、九六七次一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字船岡字隈田九四八から九五〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字船岡字上善久彦番九六四の一六、九六五の一及び九六五の五の一部、大字船岡字上善久三番 九六八の一から九六八の一〇まで、九六九の一、九六九の三、九六九の四、九六九の七から九六九の九まで、九七一の二、九七二の一、九七二の二、九七二の四から九七二の九まで、九七三の一から九七三の四まで、九七四の一から九七四の六まで、九七五の一から九七五の五まで及びこれらと一体をなす国有地、大字船岡字三郎五郎九七六の一部、九七六の一から九七六の七まで、九七八の一部、九七九の一部、九八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字船岡字中道四番 一一九〇の二の一部、一一九〇の四、一一九〇の六、一一九〇の七及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字船岡字捨井二番 一一九五の三、一一九五の四、一一九六、一一九七の三及びこれらと一体をなす国有地並びに大字船岡字捨井一番 一一九四の六及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字船岡字小瀬ノ内</p>	<p>二番 九六六の一〇の一部、九六六の二一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字船岡字小瀬ノ内九八二の一部、九八六の一部、九八七の二の一部、九八七の二の一部、九八八から九九一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字船岡字飄簾田一〇〇七の三の一部、一〇〇八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字船岡字下川角一〇〇九の二、一〇一〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字船岡字中道四番 一一八九の一、一一八九の三、一一九〇の一、一一九〇の二の一部、一一九〇の三、一一九〇の五及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字船岡字井古田</p>	<p>大字船岡字小瀬ノ内のうち九八二から九八四までの一部、九八五の一部、九八五の二の一部、九八六の一部、九八七の二の一部、九八七の二の一部、九八八から九九一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九八四と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字船岡字棟梁給八三から八三四までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字船岡字上新庄八四四の一部及びこれと一体をなす国有地、大字船岡字井古田九九二の二、九九二の三、九九三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字船岡字飄簾田一〇〇七の三の一部、一〇〇八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字船岡字瓢簾田</p>	<p>大字船岡字井古田のうち九九二の二、九九二の三、九九三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字船岡字下川角</p>	<p>大字船岡字瓢簾田のうち一〇〇七の三、一〇〇八の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字船岡字中道四番</p>	<p>大字船岡字下川角のうち一〇〇九の二、一〇一〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字船岡字三郎五郎</p>	<p>大字船岡字中道四番のうち一一八九の一、一一八九の三、</p>

<p>大字船岡字古川 下タ</p>	<p>一二二七、一二二八、一二二九の一、一二三一の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字船岡字古川下タのうち一二二九の一の一部、一二二九の四の一部、一二三〇の一部、一二三一の一部、一二三二、一二三三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字船岡字嶋上 分</p>	<p>大字船岡字嶋上分のうち一二三四の一部、一二三五の一部、一二三六の一の一部、一二三六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二三六の一と一体をなす国有地以外の区域、大字船岡字古川下タ一二二九の一の一部、一二二九の四の一部、一二三〇から一二三二までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字船岡字長石垣下分一二四七の一、一二五一、一二五二の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字船岡字嶋下分一二五七の一、一二五八の一部、一二五九の一部、一二六〇の一、一二六〇の三の一部、一二六〇の五、一二六一の一の一部、一二六一の二の一部、一二六四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字船岡字長石 垣下分</p>	<p>大字船岡字長石垣下分のうち一二四七の一、一二五一、一二五二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字船岡字嶋下 分</p>	<p>大字船岡字嶋下分のうち一二五七の一、一二五八、一二五九、一二六〇の一、一二六〇の三、一二六〇の五、一二六一の一、一二六一の二、一二六四の一、一二六四の三、一二六五、一二六六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字船岡字下金利</p>	<p>大字船岡字下金利のうち一二六七の一部、一二六九の一部、一二七〇、一二七〇の一、一二七〇の二、一二七一、一二七二の一の一部、一二七三の二から一二七三の三まで</p>
<p>大字船岡字岸下 善久二番</p>	<p>の二、一二七四、一二七四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字船岡字嶋下分一二五八の一部、一二五九の一部、一二六〇の三の一部、一二六一の一の一部、一二六一の二の一部、一二六四の一の一部、一二六四の三、一二六五、一二六六及びこれらと一体をなす国有地、大字船岡字岸下善久二番 一二七七の一部及びこれと一体をなす国有地、大字船岡字岸下善久三番 一二九七の一部、一二九七の一、一二九八、一二九九、一四〇〇から一四〇三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字石田百井字南河原六三〇の二、六三一の一、六三四の一、六三五の一、六三九の一、六四〇の三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字船岡字岸下 善久二番</p>	<p>大字船岡字岸下善久二番のうち一二七七の一部、一二七八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字船岡字捨井二番 一二〇一の二の一部、一二〇一の三及びこれらと一体をなす国有地、大字船岡字上金利一二〇二の二の一部、一二〇二の三の一部、一二〇三の二の一部、一二〇三の三の一部、一二〇三の四の一部、一二〇三の五、一二〇四の二の一部、一二〇四の三及びこれらと一体をなす国有地、大字船岡字下金利一二六七の一部、一二七三の二から一二七三の三までの一部、一二七四、一二七四の一及びこれらと一体をなす国有地、大字船岡字岸下善久一番 一二八一の一部、一二八二の一部、一二八三の二の一部、一二八三の三の一部、一二八六の一部、一二八七の一部、一二八八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字船岡字岸下善久三番 一二九六の一、一二九六の二の一部、一二九七の一部、一四〇〇から一四〇三までの一部、一四〇四、一四〇五、一四〇六の一、一四〇六の二及びこれらと一体をなす国有地、大字破岩字三本木一、二の二から二の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字石田百井字南河原六四〇の一、六四〇の三の一部、六</p>

<p>大字船岡字岸下 善久一番</p>	<p>四一の一、六四三の三から六四三の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字破岩字三本 木</p>	<p>大字破岩字三本木のうち一、二の二から三の三まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字破岩字船戸 ノ後</p>	<p>大字破岩字船戸ノ後のうち三九、三九次一、四〇の一、四〇の二、四〇の四、四〇の六から四〇の八まで、四二の一、四八の三、四九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字破岩字柳ヶ 坪</p>	<p>大字破岩字柳ヶ坪のうち五一の四、五二の三、五二の五、五三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字破岩字船戸ノ後四〇の一の一部、四〇の二の一部、四〇の四の一部、四〇の七、四〇の八の一部、四二の一、四八の三、四九の一及びこれらと一体をなす国有地並びに大字破岩字橋詰五五の一の一部、五五の二、五五の五、五六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字破岩字正面</p>	<p>大字破岩字正面のうち六六の三、六七、六八の一、六九の三、七〇の三、七一の一、七二、七三の一、七四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字破岩字船戸ノ後三九、三九次一、四〇の一の一部、四〇の二の一部、四〇の四の一部、四〇の六、四〇の八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字破岩字橋詰五五の一の一部、五五の四、五五の七、五五の九、五六、五六の一の一部、五六の二、五七及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字破岩字小深 田</p>	<p>大字破岩字小深田のうち七五の一の一部、七六の一部、七七の一部、七九の一部、八〇、八一の一部、八二の一部、八三の一、八三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字破岩字橋詰五五の三の一部、五五の六の一部、五五の八、五五の一〇及びこれらと一体をなす国有地並びに大字破岩字正面六六の三の一部、六八の一の一部、六九の三、七〇の三、七一の一、七二、七三の一、七四及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字破岩字山根</p>	<p>大字破岩字山根のうち八四から八六までの一部、八七の一の一部、八七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字破岩字小深田七五の二の一部、七六の一部、七七の一部、七九の一部、八〇、八一の一部、八二の一部、八三の一の一部及び八三の二の一部並びに大字石田百井字妙見谷口六八二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字破岩字落岩</p>	<p>大字破岩字落岩の全域、大字破岩字柳ヶ坪五一の四、五二の三、五二の五、五三の三及びこれらと一体をなす国有地、大字破岩字橋詰五五、五五の三の一部、五五の六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字破岩字小深田七五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字石田百井字柳ヶ坪六五三の四並びに大字石田百井字落岩六五八の二、</p>

六六四の二及びこれらと一体をなす国有地

廃止する字の名称

大字船岡字小岸寺、大字船岡字上善久三番、大字船岡字岸下善久三番、大字石田百井字柳ヶ坪、大字石田百井字落岩、大字石田百井字南河原、大字石田百井字妙見谷口及び大字破岩字橋詰

鳥取県告示第二百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、郡家町長から次のとおり字の区域を変更し及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による新庄地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年二月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称

大字石田百井字柳ヶ坪

同上の区域（昭和五十六年十一月十六日現在の地番による。）

大字石田百井柳ヶ坪のうち六五三の一以外の区域並びに大字破岩字柳ヶ坪五二の六

大字石田百井字落岩

大字石田百井字落岩の全域、大字石田百井字柳ヶ坪六五三の一、大字破岩字小深田七五の二及びこれと一体をなす国有地、大字破岩字山根八九の二、九〇の三、九一の二、九二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字破岩字落岩九三から九五まで、九六の二、九七の二及びこれらと一体をなす国有地

廃止する字の名称

大字破岩字柳ヶ坪、大字破岩字小深田、大字破岩字山根及び大字破岩字落岩

鳥取県告示第二百一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、八東町長から次のとおり字の区域を変更し及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による神谷地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年二月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称

大字神谷字松尾

同上の区域（昭和五十六年十月八日現在の地番による。）

大字神谷字松尾のうち三の一部、六の一の一部、六の二

	<p>大字神谷字伊毛の 一部、七、一一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字神谷字伊毛二〇、二二、二二の一、二三の一、四九、五二から五四まで及びこれらと一体をなす国有地、大字神谷字上代六一、六二の一、六四の一、六四の二、六六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字神谷字屋敷上一一五の一部</p>	<p>大字神谷字上代</p>	<p>大字神谷字上代のうち六一、六二の一、六四の一、六四の二、六六の二、六七及びこれらと一体をなす国有地並びに六六の一及び六八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字神谷字屋敷上</p>	<p>大字神谷字屋敷上のうち一一五の一部以外の区域、大字神谷字松尾三の一部、六の一の一部、六の二の一部、七、一一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字神谷字上代六六の二の一部、六七及びこれらと一体をなす国有地並びに六六の一及び六八の一と一体をなす国有地の一部並びに大字神谷字観音屋敷の全域</p>	<p>大字神谷字半田</p>	<p>大字神谷字半田の全域並びに大字神谷字半田中筋一六五の一の一部、一六五の二、一六五の三、一六六の一部、一六八の一部、一六九の一の一部、一六九の二、一七〇の一、一七〇の二の一部、一七〇の三の一部、一七一の一の一部、一七一の二の一部、一七二、一七三の一、一七三の二、一七四の一から一七四の三まで、一七五の一から一七五の三まで、一七六の一から一七六の四まで、一七七の一の一部、一七七の二、一七九の一部、一八五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字神谷字半田中筋</p> <p>大字神谷字半田中筋のうち一六五の一の一部、一六五の二、一六五の三、一六六の一部、一六八の一部、一六九の一の一部、一六九の二、一七〇の一、一七〇の二の一部、一七〇の三の一部、一七一の一の一部、一七一の二の一部、一七二、一七三の一、一七三の二、一七四の一から一七四の三まで、一七五の一から一七五の三まで、一七六の一から一七六の四まで、一七七の一の一部、一七七の二、一七九の一部、一八五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字神谷字前田一九五</p>	<p>大字神谷字前田</p> <p>大字神谷字前田のうち一九五以外の区域</p>	<p>廃止する字の名称</p> <p>大字神谷字観音屋敷</p>	<p>鳥取県告示第二百二号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、船岡町から同町が行う土地改良事業に係る新庄地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。</p> <p>昭和五十七年二月二十三日</p> <p>鳥取県知事職務代理者 鳥取県副知事 西 尾 邑 次</p>				

鳥取県告示第二百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、八東町から同町が行う土地改良事業に係る稗谷地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年二月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 西 尾 邑 次